

今日のわだい

- 【1面】学んだことを職場で活かす労働学校
- 【2面】労働学校 紙上模擬団交
- 【3面】特別講義 「笑い」と今日の社会と労働組合



全国労働組合連合会
厚生連
〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5
TEL 03-3874-3591
FAX 03-3874-3593
発行日 毎月 20日
定価 30円

学んだことを職場で広げて活かそう

K's School～全厚労・労働学校～



厚生連の生い立ちを話す渡辺委員長

7月5～6日、大阪・京阪ユニバーサルタワーにて「K's School」全厚労・労働学校」を開催し、15県64名が参加しました。1日目は「厚生連・協同組合医療運動とは」「労働組合役員との役割とやりがい」「笑い」と今日の社会と労働組合（3面詳細）の3本の講義を行ない、2日目は労組新役員と青年に分かれた8つのグループワークと模擬団交（2面詳細）を行ないました。

知って知らせて組織するの視点で

第1講義では、渡辺執行委員長が「今回学んだことを自分の中だけに留めず『知って知らせて組織する』という視点で、知ったことを職場で広げて活かしてほしい」と開校のあいさつの後、厚生連の成り立ちや歴史・役割を「協同組合」の視点から話されました。

第2講義では白濱副委員長が組合員の要求を前進させるために、たたかう準備と姿勢の重要性を徳島の経験を交えて語りました。夕食交流会では各グループで3本の講義内容からキーワードを考えて3×3コマの表を作成し、クイズの回答と同じコマを塗りつぶすビンゴゲームを行ないました。問題が出されるたびに、当たったグループから歓声が上がりました。

職場の要求を率直に伝えられる団交

2日目のグループワークでは職場での不満や組合活動の悩みを話し合い、青年グループでは「青年組合員として何が出来るか」を他県の取り組みも聞き話し合いました。

模擬団交では今回初めて「職場討議」として行なうグループワークを間に挟みながら進行了しました。時間の制約もありましたが実際の団体交渉の流れが経験出来る模擬団交に「イメージができた。実際の団交に活かしたい」「職場の要求を率直に伝えていいんだと気付かされました」と職場に持ち帰って活かせる企画になりました。

各グループから感想・まとめを行なった後、模擬団交で執行委員長を務めた田中富三男さん（青年委員長・秋田）の団結ガンパロで閉校しました。

参加者の声

講義1

歴史的なことに今まで触れる機会がなかったので良かったです
（秋田）
自分の勤めている厚生連の病院がどういう背景で生まれ、維持されてきたのか深く学ぶ機会が職場でもほとんどないので勉強になりました
（埼玉）

講義2

他県の事を詳しく知る良い機会でした。組合役員との役割とかやりがいとか深く知らなかったのが今回聞いた話を活かして行ければいいなと思いました
（茨城）
全く初めての内容でしたが労組役員の働きによってその順序や方法を知ることができて良かったです。仲間と共に要求を実現することがやりがいであり、勝ち取った時の喜びをみんなで分かち合うことの素晴らしさを知ることができました。
（三重）

特別講義

分かりづらい労働組合活動について笑いを交えて話してもらい、分かりやすかったです
（広島）

グループワーク

各労組の状況や対応を知り、自分達の組合でも活かしたいと思いました
（埼玉）
自分の県での悩みを他県のやり方を聞いたことで解消されそうなのが見えた。青年部組合員としての役割の再確認ができた
（三重）

模擬団交

3交替から2交替という問題は香川でもありえるのでキチンと組合側の意見をまとめて行きたいと思えます。模擬団交はすごく勉強になりました
（香川）
実際の団交がどのようなものかイメージが付きました。実際の団交の時に外で待機していたのですが中で何をしているか分からないままだったので必要性が良く分かった
（大分）



グループワークで他県の取り組みを交流しました。

全厚労 第27回幹部・看護師集会

集会テーマ **より良い看護のために 働きやすい職場をつくろう**

日時 **2013年10月4日 13時15分～5日 正午**

場所 **群馬県磯部温泉 雀のお宿・磯部ガーデン**

費用 ● **2万円**

記念講演 ● **2日目午前**
滋賀医科大学家庭医療学講座 **田村祐樹さん**

in磯辺



田村祐樹さん

1962年生、大阪出身。1988年滋賀医科大学卒業。消化器外科・総合診療科・緩和ケア科を経て、2010年7月より滋賀医科大学過程医療学講座准教授として勤務。ガン患者とその家族に対して、治療サポートおよびこころのケアを提供。「Care for Caregiver」を提唱し、各方面で講演セミナー活動を行なっている。愛称「クマさん」

第61回定期大会

日時 in三重

2013年 **9月13日～14日**
14時開会 正午

場所 **賢島・宝生苑**

〒517-0593 三重県志摩市阿児町賢島

TEL 0599-43-3111

FAX 0599-43-5371

※詳細は後日、公示される大会案内を参照してください。

K's school 特別講演 笑いとお今日の社会と 労働組合

笑工房代表 小林康二さん



小林康二さん

「落語」と「漫才」は違つて、「落語」はストーリーで笑わせるんです、「漫才」はボケとツッコミでやる。芸人の生活は、75%が「年収50万円以下」。「板を踏んで（舞台上に上がって）」も、出演料は2人で千円とか。飯代どころか交通費も出なくて赤字。それでも名を売るために舞台上に上がるんですな。

プロ野球選手会がストライキをやったことがあります。2004年に近鉄バファローズの親会社の経営難で、オリックスとの合併問題が起こり、12球団2リーグ制から10球団1リーグになるかも知れないという状況にまなつた。球団の登録選手数には限りがあるため、選手会は、選手のリストアップになると、球団削減ではなく、1年かけて回避策を検討するように野球機構に申し入れましたが、蹴られて、ストライキをやりました。で、球団を残すことができた。

プロ野球審判団組合というのがあります。これもストライキをやりました。これまでは厚生年金加入だったのを国民年金に切り替えるという提案があったんですな。厚生年金だと保険料は使用者と折半だけど、国民年金では保険料が高く支給額も少ない。「とんでもない」と組合で話し合いをして、ストを打つことを決めた。審判のストというけれど、主審ならともかく、線審なんてほとんど仕事してないでつせーたまにしか仕事してへん。でも草野球なら自分ら

で審判やつてもそう問題はあらへんけど、プロ野球の場合同は、選手の成績は次期年俸にも関わってくるから公平さが必要ですわな。で審判が、ふだんは「ストライク！ボール！セーフ！アウト！」というのが、「ストライキ！（笑）」「国民年金アウト！厚生年金セーフ！」と言つたわけや。

芸人で成功できるのはほんの握りで、漫才も2人でやつたら、1回のギャグは折半なので、仕事ができる方の不満がたまる。チームワークに欠け、団結できない芸人には、組合を作ることはいけません。組合は組合でも「とつ組み合ひ（笑）」ですわ。

とを目的とする」と書いてあります。労働者が労働組合を作つて団結し、団体交渉で労働条件を向上させるように、「促進」「擁護」「助成」する労働者・労働組合の応援をするということなんですな。だから堂々と労働組合活動やつたらよろしい。労働者や労働組合は法律でいろいろと守られてる。経営者の干渉や差別、不誠実な団体交渉などは、労組法7条「不当労働行為」として処罰されます。

「労働基準法」は、労働者の法律ではなくて、「使用者」の法律です。労基法の主語は、1カ所を除いて全て「使用者」。「使用者は、……しなければならぬ」と使用者の義務を規定してらんです。1カ所とは労基法第2条2項の「労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない」としている部分だけ。

労働組合を 応援する法律

労働組合は「基本的人権の砦」

私は「吉本興業」が大嫌いで、「どつき漫才」とか人を叩いたり虐めたりして笑いを取るのが嫌いなんです。「寅さん」みたいに人情で笑わせるようなそんな笑いを作りたいって脚本家を目指し

ました。「落語」と「漫才」は違つて、「落語」はストーリーで笑わせるんです、「漫才」はボケとツッコミでやる。芸人の生活は、75%が「年収50万円以下」。「板を踏んで（舞台上に上がって）」も、出演料は2人で千円とか。飯代どころか交通費も出なくて赤字。それでも名を売るために舞台上に上がるんですな。

プロ野球選手会がストライキをやったことがあります。2004年に近鉄バファローズの親会社の経営難で、オリックスとの合併問題が起こり、12球団2リーグ制から10球団1リーグになるかも知れないという状況にまなつた。球団の登録選手数には限りがあるため、選手会は、選手のリストアップになると、球団削減ではなく、1年かけて回避策を検討するように野球機構に申し入れましたが、蹴られて、ストライキをやりました。で、球団を残すことができた。

プロ野球審判団組合というのがあります。これもストライキをやりました。これまでは厚生年金加入だったのを国民年金に切り替えるという提案があったんですな。厚生年金だと保険料は使用者と折半だけど、国民年金では保険料が高く支給額も少ない。「とんでもない」と組合で話し合いをして、ストを打つことを決めた。審判のストというけれど、主審ならともかく、線審なんてほとんど仕事してないでつせーたまにしか仕事してへん。でも草野球なら自分ら

とを目的とする」と書いてあります。労働者が労働組合を作つて団結し、団体交渉で労働条件を向上させるように、「促進」「擁護」「助成」する労働者・労働組合の応援をするということなんですな。だから堂々と労働組合活動やつたらよろしい。労働者や労働組合は法律でいろいろと守られてる。経営者の干渉や差別、不誠実な団体交渉などは、労組法7条「不当労働行為」として処罰されます。

「労働基準法」は、労働者の法律ではなくて、「使用者」の法律です。労基法の主語は、1カ所を除いて全て「使用者」。「使用者は、……しなければならぬ」と使用者の義務を規定してらんです。1カ所とは労基法第2条2項の「労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない」としている部分だけ。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深

く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

「言いたい劇場」 小菅や子



「この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することに労働者の地位を向上させること、……（中略）……、団結することを擁護すること並びに……（中略）……、労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続きを助成するこ

「労働組合の組織率は、日本では18%しかなく、8割以上が労働組合のない職場で働いているのが実態です。労働相談も多くて、各地の監督署には年間1000〜10万の労働相談があつて、解雇問題は26万件にも上るんだそうです。ある居酒屋チェーンでは、賃金は残業80時間を含んで19万円だとかで、手取りでは10数万にしかならない。残業80時間、そんなこんな状況が放置されてるのも労働組合がないため、企業内労働組合がたたかってない、未組織労働者などと連帯してないせ

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深

く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

この前文もそうだし、基本的人権を定めた97条もはっきり削除しようと自民党は考えてます。憲法あつてこそ「労働組合」。労働組合は、「基本的人権の砦（とりで）」です。日本国憲法は守らないといけない。全厚労の活躍を期待します！なお全国からの講演依頼については、全厚労を通していただく、「株主優待価格」で対応させていただきます！（文責：編集部）

